

広島高等裁判所平成31年(ネ)第54号 損害賠償請求控訴事件

文 書 提 出 命 令 申 立 書

控訴人 高野 邦 夫  
被控訴人 国

令和1年9月11日 広島高等裁判所民事第3部 御 中

記

控訴人主張事実立証のため、民事訴訟法第220条一号の規定により、文書の所持人である別訴の**広島県の指定代理人等**に対し、次の通り当該文書の提出を求めるべく申立します。

一. 文書の表示

別訴において**広島県指定代理人等**が、**乙第2の1号証(本訴甲第18号証)**として提出した**庄原警察署司法警察員宛の告訴状**の原本。

二. 文書の趣旨

一のとおり、別訴で**広島県の指定代理人等**が**乙第2の1号証(写し)**として裁判所に提出した物の**原本**。

三. 文書の所持者

**広島県の指定代理人等**←**写し**を提出したのなら、**原本**を所持しているのは当然という意味。

四 証明すべき事実

**広島県の指定代理人等**が提出した**乙第2の1号証**が**捏造(偽造)**された物である事実。

五 文書の提出義務の原因

**広島県の指定代理人等**が準備書面等で主張した事実の根拠とされる**乙号証**で、本来ならば原本照合手続で提出されるべきものであった。

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において**引用**した**文書**を自ら所持するとき。

二 以下省略

六.**広島県の指定代理人等**と述べましたが、実質は**福永孝**弁護士(みなし公務員)が、代表指定代理人であったので、その事務所所在地等を記載しておきます。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀5番5号(1階) 福永宏・福永孝 法律事務所

電話 082-228-7596 FAX 082-228-7596

以上控訴人 **高野 邦 夫**